

○内閣府  
国土交通省 令第八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第四十一条第五項及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第四条の二第一項の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十六条の七 法第四十一条第五項の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに契約事項を記録したものを交付する措置</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第十六条の九 令第四条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 (略)</p>
改正前	<p>(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十六条の七 法第四十一条第五項の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに契約事項を記録したものを交付する措置</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第十六条の九 令第四条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この命令は、公布の日から施行する。